協議資料２

令和８年度　第１回秋田県医療審議会医療計画部会

秋田県外来医療計画の策定について

医務薬事課

秋田県外来医療計画について

概要

外来医療計画とは、医療計画における「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」を定めたものであり、外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化するため、関係者との協議により、外来医療提供体制等の課題や対応方針を取りまとめ公表するものである。

現行の計画期間が令和８年度までであることから、現状と課題、ガイドラインで示された新たな項目について協議し、とりまとめた結果を反映する。

ガイドラインの主な変更点

○地域外来医療の公表
→地域において特に必要とされる外来医療について、協議を行い、公表する。

○外来医師過多区域の設定
〔基準〕
・外来医師偏在指標が「全国平均＋標準偏差の1.5倍以上」
・可住地面積当たりの診療所数が上位10%以上

○かかりつけ医機能報告に基づく協議
→令和７年度から開始した「かかりつけ医機能報告制度」のデータをもとに協議する。

○目標設定
→地域で不足する外来医療機能（夜間・休日の診療、在宅医療等）について、目標を定め、取組の進捗評価の実施に努める。

計画策定の方向性

○外来医療提供体制の確保に関する区域について
→地域包括ケアシステムや在宅医療、介護・福祉分野との連携が重要であり、より住民に近い医療を提供するという観点から、現行の計画と同様に８区域単位で協議や取組を進める。ただし、第９次医療計画策定時に改めて検討する。

○地域外来医療体制の明確化
→外来医療のニーズを協議し、全体像を公表する。

○かかりつけ医機能報告制度の活用
→令和７年度の報告データに基づき、地域の実態に即した外来医療提供体制を協議する。

○外来医療機能の目標設定と評価
→地域で不足する外来医療機能について、目標を定め、改善に向け、進捗を評価する。

外来医療計画策定スケジュール

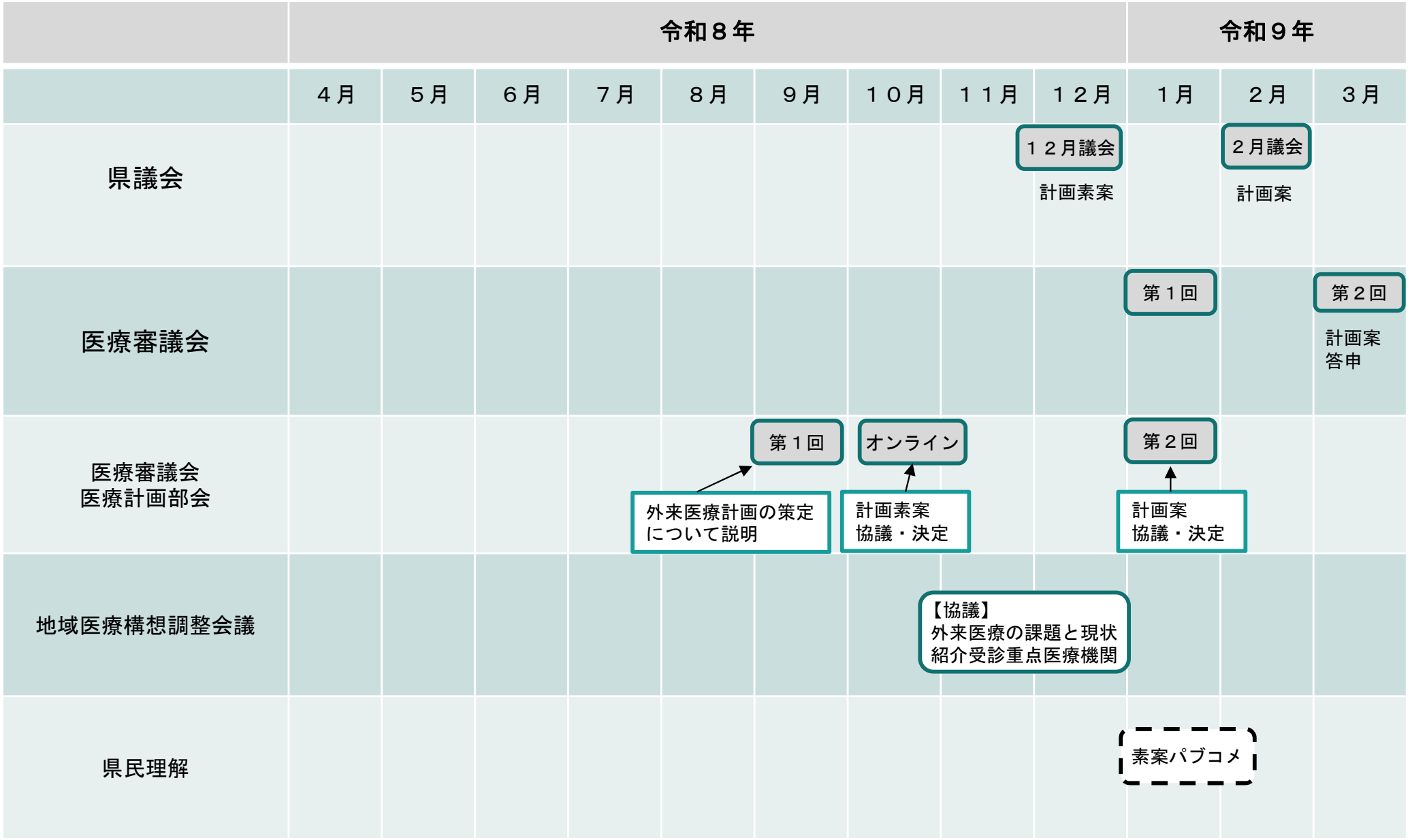

※このスケジュールは、現時点の予定であり、各会議の開催回数は変更させていただく場合があります。